

令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金
(甲府市実施事業分) 交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金(甲府市実施事業分)(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に迅速かつ適切に対応するため、甲府市に対し、相談体制及び検査体制の整備に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の補助対象事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和4年4月1日付け、医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知別紙)に定める事業とし、補助金の事業区分ごとの基準額、補助対象経費及び補助率並びに軽微な変更は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出した交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 甲府市長は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 各事業実施計画の範囲を超えて補助金の配分を調整しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更する場合（別表に定める軽微な変更は除く。）は、あらかじめ補助金変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定期間内に完了しない見込みとなった場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (7) 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の公的補助金及び民間助成金等の交付を受けてはならない。
- (12) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした令和4年

度山梨県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（甲府市実施事業分）調書（第6号様式）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（13）甲府市長が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない

ア 第1号から第11号までに掲げる条件

この場合において、第1号から第8号まで及び第10号の規定中「知事」とあるのは「市長」と、「県」とあるのは「市」と、第5号中「知事の承認」とあるのは「甲府市長の承認」と、第5号及び第10号中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（実績報告）

第7条 甲府市長は、事業が完了したとき、又は事業を廃止したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1カ月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 この補助金の交付は、事業完了後精算払とする。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 山梨県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（甲府市実施事業分）交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（甲府市実施事業分）交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率	5 軽微な変更
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	10/10	1 事業区分間の総事業費の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料	10/10	
帰国者・接触者外来等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	10/10	
感染症検査機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	10/10	